

いずみさの子ども未来総合計画（泉佐野市子ども計画）の策定について

1) 子ども家庭庁・市町村子ども計画について

令和4年6月に「子ども家庭庁設置法」「子ども基本法」「子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が成立し、令和5年4月1日に施行。

○子ども家庭庁（子ども家庭庁設置法第3条第1項）

子ども及び子どものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他の子どもの健やかな成長及び子どものある家庭における子育てに対する支援並びに子どもの権利利益の擁護に関する事務を行うことを任務とする。

○子ども基本法

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子ども施策を総合的に推進することを目的とする。

○子ども大綱（子ども基本法第9条）

国は、子ども施策を総合的に推進するため、子ども施策に関する大綱（子ども大綱）を定めなければならない。

「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」が束ねられ、子ども大綱に一元化される。

○都道府県子ども計画、市町村子ども計画（子ども基本法第10条）

都道府県は、「子ども大綱」を勘案し、「都道府県子ども計画」を、市町村は「子ども大綱」及び「都道府県子ども計画」を勘案し、「市町村子ども計画」を定めるよう努めるとする。

※都道府県・市町村子ども計画は、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画、子ども・子育て支援事業計画等と一体のものとして作成することができる。とされている。

○子ども計画の位置づけ

（新）いずみさの子ども未来総合計画（泉佐野市子ども計画）

いずみさの子ども未来総合計画（令和7年度から11年度）

▲「第3期泉佐野市子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）

↑ **【子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査】**

「泉佐野市次世代育成支援行動計画」（任意策定）

「第4次泉佐野市ひとり親家庭等自立促進計画」

◎「泉佐野市子どもの貧困対策計画」

◎ **【子ども・若者計画（新規）**

（令和7年度から11年度）

+

【市町村子ども計画ニーズ調査】

◎計画に必須 ▲計画には含むこと可

